

美浜の会ニュース

No. 152

2018. 4. 22

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

規制委は26cmの大山火山灰を確認 審査で合格した10cmは過小と認める

大飯4号の5月上旬の原子炉起動を中止せよ！

大飯・高浜原発の運転停止と審査のやり直しを求めよう

東海第二原発の新安全協定：初めてUPZ自治体に事前了解を認める

全国各地でUPZ自治体に事前了解の権限を求めていこう

◆異様なまでに再稼働ありきで突き進む原子力規制委員会◆

規制委員会は、再稼働ありきの姿勢を一層強め、電力会社を後押ししている。玄海3号の配管穴あき・蒸気噴出事故では、原子炉を止めない九電を指導することもなく、九電の調査の実態も把握しようともせず、立ち入り検査を自ら拒否し、「事業者の判断に任せる」だけだ(12頁参照)。

大飯・高浜原発の火山灰層厚評価では、現地調査の結果26cmの火山灰露頭を大山生竹火山灰(DNP)と認め、国の審査で合格した層厚10cmの評価が過小であることも認めた。運転の許可は取り消しとなるべきだが、再審査の必要性に言及しながらも「急ぐ話ではない」として、大飯原発の再稼働を認め、稼働中の高浜原発を停止することは眼中にもない。火山灰問題がありながら、関電は3月14日に大飯3号の原子炉起動を強行し、続いて5月9日には4号の原子炉を起動させようとしている。規制委員会は、審査不適合の状況を見て見ぬふりしている。

東海第二原発の40年超えの再稼働審査では、規制委員会はあろうことか東電からの資金援助を認めてしまった。さらに、審査の資料提出が遅いことに「怒りさえ感じる」と日本原子力発電(株)(以下、日本原電)に恫喝をかけ、11月27日の審査締め切りまでに間に合わせようと、規制委員会が推進の音頭をとっている(16頁参照)。

国相手の大飯原発止めよう裁判

● 傍聴 ご参加をお願いします

6月13日(水) 15:00～ 大阪地裁 202 法廷
終了後に報告会：弁護士会館 920 号室

★カラーリーフできました。ご注文を

白浜町に核の中間貯蔵施設はいらない！

発行：避難計画を案ずる関西連絡会

2018.4 頒価：20円

50部以上2割引き/100部以上3割引き

目次

- ▼大飯・高浜の運転停止と審査やり直しを…p1
- ▼8年目の帰還困難区域…p5
- ▼米子からの便り…p6
- ▼滋賀県申入れ報告…p8
- ▼白浜町長に要望書提出…p10
- ▼玄海3号配管穴あき事故…p12
- ▼本の紹介「チェルノブイリという経験」…p14
- ▼東海第二原発の再稼働に反対しよう…p16

◆規制委は、審査で合格した火山灰層厚 10cm が過小と認めるが、大飯・高浜原発は止めず

大飯・高浜原発の火山灰層厚評価の問題については、美浜の会ニュース前号（151号）でも紹介しているが、3月に入って大きな展開があった。規制庁が調査を依頼した火山の専門家（山元孝広氏・産業技術総合研究所）は、関電の火山灰評価は過小だと厳しく批判する調査結果を昨年公表した。そこに引用されている文献の信ぴょう性を確認するために、規制庁は関電に現地調査を指示していた。私たちは1月24日、2月27日の規制庁交渉で、火山の専門家を交えて公開の場で議論するよう求めていた。

関電は火山灰現地調査結果の最終報告を3月1日に規制庁に提出した。鳥取県大山から約190kmの位置にある京都市右京区越畑で、26cmの大山生竹（DNP）火山灰露頭を確認した。ところが、確認した火山灰層（2a層で最大26cm、2c層で最大16cm）は、火山灰が水の影響で再堆積（水の動きで堆積層が寄せ集められて厚くなった）したもので、純粹のDNP火山灰層ではないと強引に結論づけ、評価の対象外としてしまった。これによって、大飯・高浜原発の火山灰層厚評価は、審査で合格した10cmのままで良しとした。

ところが規制庁は、関電の最終報告を否定した。3月28日規制委員会の定例会合で規制庁は、26cmの火山灰露頭をDNP由来のものと認めた。規制庁の報告は「越畑地点におけるDNPの最大層厚は山元（2017）において引用している文献値（30cm）よりやや小さい26cmとみなすことが可能である」と結論づけている。

当日の委員会の議論で、石渡委員（地震・火山担当）は、次のことを確認した。①山元氏が引用した文献で示されているDNP30cmは、関電の現地調査で概ね確認できた。②越畑については、全体（2a層～2c層）を一つの火山灰層と評価すべき。③関電から反論があれば、公開で意見を聞き、議論する。④これまでの審査（層厚10cm）が妥当かどうか判断する必要が出てくる。しかし、更田委員長は「急いで対処するというものでもない」と発言した。自らの審査結果（層厚10cm）が、現実によって否定されているにも関わらず、運転停止に言及することもなく無責任極まりない態度だ。

本来なら、10cmの許可で再稼働している大飯・高浜原発の設置変更許可は取り消しとなり、運転停止を命じて、再審査を行わなければならない。規制委員会は、今後関電から反論があれば、公開の場で専門家を交えて議論することを確認しただけで、いつ開始するののかも示さなかった。

私たちは1月以降、滋賀県や京都府等30km圏内自治体にこの問題を知らせ、運転停止を求めて申し入れを続けている。滋賀県からは、4月12日の申入れ後に文書回答が届いたが、そこでは「本県としては、原子力規制委員会に、新たに得られた火山灰の層厚評価も踏まえ、再稼働ありきではなく、慎重かつ厳格に規制審査を実施いただくよう求めてまいります」と、再稼働ありきの規制委員会の姿勢を批判している（8頁参照）。

関西・福井の各自治体に問題を伝え、運転停止を求めていこう。規制委員会に、大飯・高浜原発の運転を停止して、審査をやり直すよう求めよう。ニュースに同封している4団体の火山灰リーフ等（※1）を活用しよう。

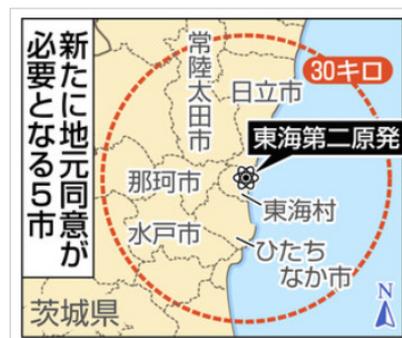
※1：○ 4団体の火山灰リーフ（原発なしで暮らしたい丹波の会/ グリーン・アクション/ フクロウの会/ 美浜の会）
2018.4.6 http://www.jca.apc.org/mihama/pamphlet/leaf_kazanbai180406.pdf

○ 4団体の「関電の火山灰調査結果に異議あり！」2018.3.26
http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kazanbai_igi180326.pdf

◆東海第二原発の新安全協定：初めてUPZ自治体にも事前了解の権限を認める

3月29日、立地の東海村とUPZ5市（日立市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市、水戸市）は、日本原電との間で東海第二原発の新安全協定（※2）を締結した。立地自治体と同等の事前了解の権限（同意権）が、初めてUPZ自治体に拡大されることになった。

従来の安全協定（現在も存続）は、新增設等に関する事前了解も明記されているが、権限は東海村と県に限られており、5市は説明を受け、意見を述べるという内容になっている。新協定は、従来の安全協定とは別に作られ、東海第二原発の稼働と運転延長に関するもので、事前了解に関する部分は第6条にあたる（新協定の正式名称「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」）。



東京新聞 2017. 11. 23

（実質的事前了解）

第6条 この協定においては、乙が新規規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするときは甲による意見の提起及び回答の要求並びに乙による回答の義務、甲による現地確認の実施、協議会における協議並びに甲による追加の安全対策の要求と乙による適切な対応義務とを通じた事前協議により実質的に甲の事前了解を得る仕組みとする。

（引用者注 甲：6市村、乙：日本原電）

事前了解については「実質的」という文言が入っているが、事前協議を義務付け、6市村全てが納得しなければ、再稼働には進めないことになっている。そのことは、新協定締結と同時に、日本原電の「確認書」で「6市村が新たに同等に確保した権限の内容」としてまとめられている。「確認書」では以下の内容が記載されている。一部を抜粋して紹介する。

- 新協定が実質的にいわゆる事前了解を担保した協定であることをより一層明確にするために、6市村が同等に確保した権限として、「実質的事前了解」に関する規定を第6条として、新協定の中で明文化いたしました。
- 「協議会の開催要求の権限」は、発電所の稼働及び延長運転を行う前に、6市村それぞれが事前協議を求められることができる権限を6市村それぞれが確保したということであり、事業者にはそれらに必ず応じなければならないという重い義務を負わせたものであること。
- 事前協議においては、6市村それぞれが納得するまでとことん協議を継続することを事業者にも約束させたものであること。

新協定は、日本原電の頑な態度により、2012年7月の交渉開始から5年半かけて締結に至った。6市村は2014年3月に日本原電と交わした「覚書」で、「再稼働の可否に係る協議」などでは「東海村のみならず所在地域の全市村が同等の権限を持って参加すること」等を求め続けてき

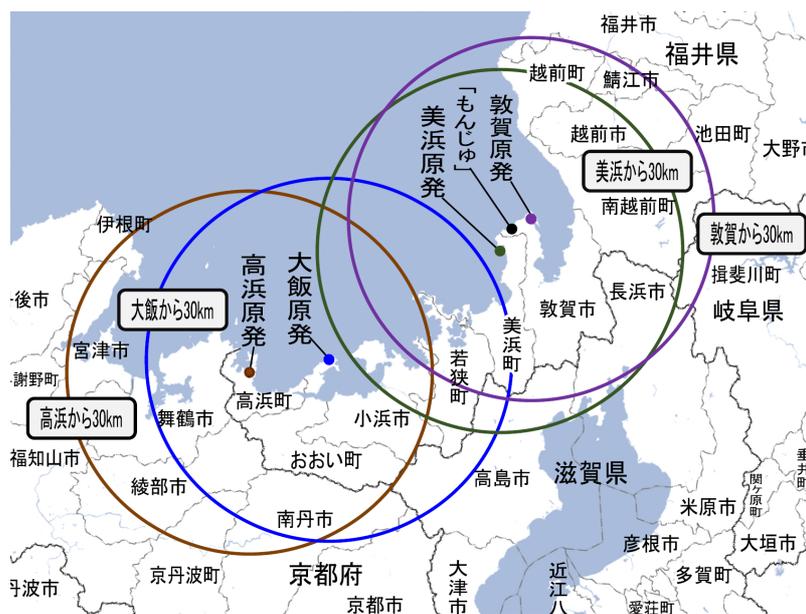
※2 東海第二の新協定、確認書等 <http://www.japc.co.jp/tokai/news/2017/2018033002.html>

た。茨城県では、福島原発事故後に、当時東海村の村長だった村上達也氏が中心になって組織した「原子力所在地域首長懇談会」(6市村。発足は2012年2月)がある。福島事故の衝撃から「従来の“所在市町村、”という考え方に代わり、概ね20km圏に存する地域を“所在地域、”と定義し」、安全協定の見直し等が進められてきた。

新協定は、UPZ圏内に96万人が暮らし、福島県の隣県で、再稼働反対と事前了解を含む安全協定締結を求めてきた住民の運動を背景にして勝ち取られた。

◆UPZ自治体に事前了解の権限を認めるよう、全国で運動を強めよう

UPZ自治体に立地並みの事前了解(同意権)を求める活動は、全国各地で取り組まれている。また各地のUPZ自治体も「原発事故に県境はない。立地自治体だけが事前了解の権限を独占しているのは理不尽だ」との声が根強い。東海第二の新協定によって、滋賀県、京都府、鳥取県、佐賀県、静岡県等の各UPZ自治体が同様の権限を求めると表明している。他方、福井県や高浜町・おおい町は、これまで通り立地自治体に限るべきとし、拡大する必要はないと述べている。



滋賀県は4月12日の申入れで、同じ日本原電が所有する敦賀原発の安全協定について、東海第二と同様の協定を求め、さらに、関電に対しても求めていくと述べている(8頁参照)。敦賀原発のUPZ圏内には、敦賀市・小浜市・若狭町・美浜町・南越前町・越前市・越前町・鯖江市・池田町・福井市、滋賀県の高島市・長浜市、岐阜県の揖斐川町が含まれる。関西・東海・福井の連帯した活動を開始していこう。東海第二の新協定を受けて、関電の若狭の原発についても、京都府・滋賀県、関西で活動を一層強めていこう。全国各地の運動と連携していこう。

◆政府の帰還強要反対、再稼働反対の運動と共に、「中間貯蔵施設」に反対しよう

福島原発事故から8年目に入り、政府は避難区域の解除のみならず、帰還困難区域内に「復興拠点」(特定復興再生拠点区域)を設定し、帰還を強要している。年20mSvの高い基準で、双葉町、大熊町、浪江町でも今後5年間以内に拠点地区へ帰還させようとしている。政府は、帰還強要と再稼働推進を車の両輪として進めている。

さらに、各原発の使用済燃料プールが満杯に近づく中で、原発継続のための「中間貯蔵施設」の操業、立地の動きが強まっている。帰還強要に反対する取り組みと、再稼働反対、「中間貯蔵施設」に反対する運動を結合して強めよう。4月16日には白浜町長に、反対の要望書が提出された(10頁参照)。福島事故の惨事を繰り返さないために、被害者と共に進んでいこう。